

○宮崎大学農学部高大連携推進室規程

平成27年9月15日
制 定

改正 平成28年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部（以下「本学部」という。）に、宮崎大学農学部高大連携推進室（以下「高大連携推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 高大連携推進室は、農業高校・農学系学科を有する高校および農業大学校（以下「高校等」という。）の学生に、農学の魅力、農業のすばらしさを伝え、21世紀の農業の担い手、地域のリーダー育成に貢献することを目的とする。

(任務)

第3条 高大連携推進室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高等学校・農業大学校および専門学校等（以下「高校等」という。）との連携活動の企画及び促進に関する事項
- (2) 高校等との交流・貢献の推進に関する事項
- (3) 連携協定に関する事項
- (4) 予算の申請に関する事項
- (5) 組織の自己点検・評価に関する事項
- (6) その他高大連携の推進に必要な事項

(組織)

第4条 高大連携推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

(室長)

第5条 高大連携推進室に室長を置き、学部長が指名する教員をもって充てる。

- 2 室長は、高大連携推進室の業務を総括する。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長補佐)

第6条 高大連携推進室に室長補佐を置き、室長が指名する室員をもって充てる。

- 2 室長補佐は、室長を補佐し、高大連携推進室の業務を掌理する。

(室員)

第7条 高大連携推進室に室員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学部長が指名する教員 若干人
- (2) 室長が指名する教員 若干人
- (3) 事務長が指名する事務職員 若干人
- 2 室員は、高大連携推進室の業務を処理する。
- 3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(高大連携推進室会議)

第8条 高大連携推進室の下に、本学部の高大連携に関する事業を円滑に実施するため、高大連携推進室会議を置く。

- 2 高大連携推進室会議に関し必要な事項は、高大連携推進室が別に定める。

(事務)

第9条 高大連携推進室の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、高大連携推進室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月15日から施行する。ただし、本規程により施行後最初に選出された第5条から第7条室員の任期は平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。